



ニュースリリース 平成 25年 10月 1日

国土交通省・一般社団法人環境不動産普及促進機構との パートナー協定締結について



常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたび、国土交通省および一般社団法人環境不動産普及促進機構(RE-SEED 機構)とパートナー協定を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本協定は、地域の中心市街地の老朽建築物や遊休不動産について、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成(改修・建替え・開発事業)を促進することで、地域の再生・活性化に資する安心で環境にやさしいまちづくりを推進するものです。

当行は、本協定の締結を契機に国土交通省、RE-SEED 機構との連携を一層強化し、地域社会・地域経済の発展に貢献してまいります。

記

1. 協定締結日

10月1日(火)

2. 目的

当行、国土交通省、RE-SEED 機構が相互に連携し、地域の中心市街地の老朽建築物や遊休不動産について、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成(改修・建替え・開発事業)を促進することで、地域の再生・活性化に資する安心で環境にやさしいまちづくりを推進する。

3. 協定事項

- (1) 当行、国土交通省および RE-SEED 機構は、相互に連携して耐震・環境不動産形成促進事業および不動産特定共同事業法の活用を促進する。
- (2) 「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」などを行なう。

※1 耐震・環境不動産形成促進事業

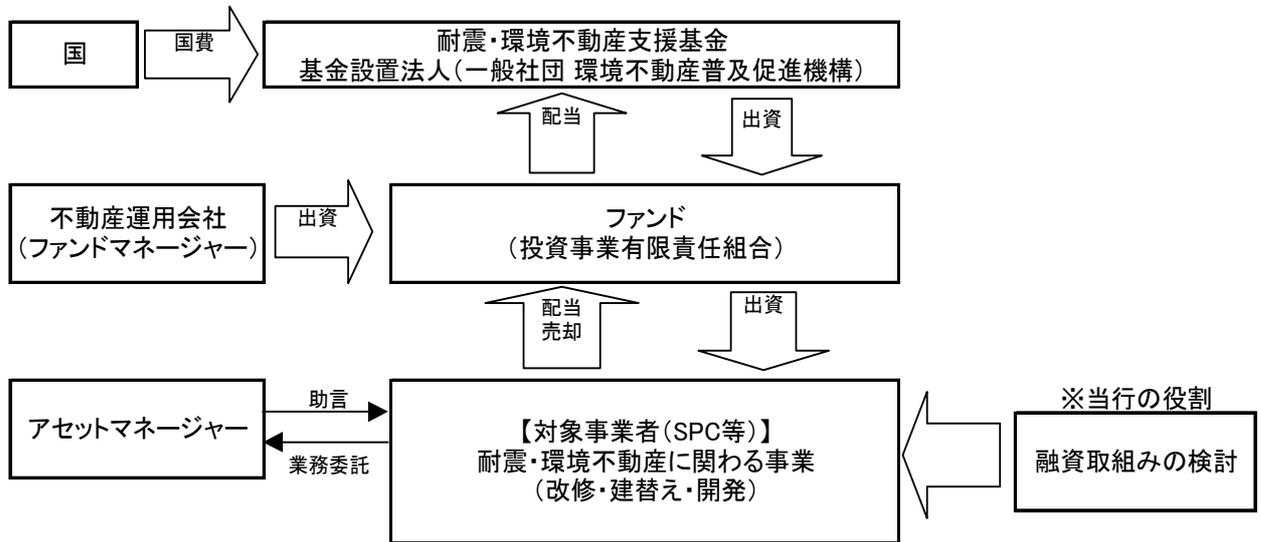
平成 25 年 1 月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の一つである「耐震・環境性能を有する良質な不動産形成のための民間ファンド創設」に係る事業。

※2 不動産特定共同事業

複数の投資家が出資して、不動産会社が事業を行い、その運用収益を投資家に分配する事業。平成 25 年 6 月の現行法改正により、倒産隔離型(SPC 方式)の不動産特定事業を認めるなど新たな仕組みが追加された。

以 上

【耐震・環境不動産形成促進事業に関するイメージ】



【パートナー間の連携に関するイメージ】

